

磐田市病院事業公営企業会計システム構築業務仕様書

1 システム構築の目的

本業務は、磐田市の病院事業における会計業務の効率化を図るために必要なシステムの構築を行うことを目的とする。

2 当院のシステム構築に対する基本姿勢

- (1) 構築するシステムは、現行システムの機能仕様を基準としつつ、標準的なパッケージソフト及び標準化された技術等を活用し、カスタマイズを極力抑えて経費の抑制を図る。
- (2) 自治体病院に導入実績のあるパッケージソフトで、安定稼動が保証されるシステムを構築するものとする。

3 システム導入業務の概要

(1) 構築業務

- ① システムパッケージの調達
- ② 導入打合せ、課題管理、事務運用の整理及び改善提案
- ③ システムパッケージのカスタマイズ
- ④ データ、マスタ等の設定作業
- ⑤ その他、システム構築に必要な作業
- ⑥ 動作テスト
- ⑦ 教育及び操作研修

(2) 運用業務

稼動期間中の運用支援及び保守

4 業務の委託期間

- (1) 構築業務 業務委託契約の締結の日から令和9年1月31日まで
- (2) 運用業務 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
- (3) 本業務を処理する期間における工程の概要は、次の表に定めるとおりとする。

工 程		期 間
1	システムの構築	業務委託契約の締結の日から令和9年1月まで
2	操作研修	令和9年2月から令和9年3月まで
3	テスト運用の開始（予算編成）	令和9年2月
4	システム運用支援・保守	令和9年4月から令和14年3月まで

5 導入するシステム

- (1) 会計基本（執行管理、決算管理）
- (2) 予算編成
- (3) 固定資産管理
- (4) 企業債管理

6 本業務に関する事項

(1) 基本的事項

- ① 受託者は、業務が計画的かつ円滑に遂行できるよう、誠意をもって業務に臨むこと。
- ② 受託者は、本業務の実施に関して知り得た発注者の秘密に属する事項について、これを第三者にもらしてはならない。
- ③ 受託者は、本業務の実施により得た各種情報について、これを発注者の承諾なく第三者に公表、貸与、あるいは無断使用してはならない。

(2) 工程表

受託者は、業務着手前に構築業務工程表を発注者に提出し、承認を得たうえで業務に着手すること。

(3) 検査及び完了

本業務の完了は、成果品の納入とともに検査を受け、発注者が合格と認めた時点とする。成果品は下記を想定しているが、発注者と協議の上で確定させること。また、業務完了後でも受託者の責任による誤りや漏れがあった場合には速やかに修正、補備を行うものとする。

- ・ 報告書
- ・ 操作説明書
- ・ 公営企業会計システム
- ・ 成果品データ（CD または DVD）

7 機器仕様等

- (1) システムを利用する端末は既存の端末で、予定台数は 10 台とする。
- (2) 現在のクライアント PC 端末のスペック等は次表のとおりである。なお、クライアント PC 端末の更新等に伴うスペック等の変更に対応するものとする。

OS	Windows 10 Pro ※Windows 11 Pro にも対応できること。
CPU	Intel(R) Core(TM) i5-1135G7@2.40GHz
メモリ	8.0GB
ブラウザ	Microsoft Edge
PDF ソフト	Adobe Reader 同等品以上
表計算ソフト等	Microsoft Office 2019 同等品以上

8 クラウド基盤等

運用に必要なハードウェアについては、提案者のクラウド基盤を利用するものとする。なお、発注者とデータセンター間のネットワークは LGWAN 回線を利用すること。

9 データセンター

システムで利用するデータセンターは、国内に所在地を置き、国内法の適用を受け、ファシリティ条件は以下の項目を満たし、その他に行っている取組があれば企画提案書に示すこと。また、日本データセンター協会（JDCC）制定の『データセンターファシリティスタンダード』における「ティア3」相当のサービスレベルを有すること。

(1) セキュリティ対策について

- ① データセンターへの入退管理は、セキュリティ管理システム等により、24 時間 365 日実施されていること。
- ② サーバ室等への入退出を管理・記憶するため、バイオメトリクス認証システム等の本人認証を実施していること。
- ③ 入退出者が記録媒体（メモリカード、メモリスティック等）を不正に所持し、持出持込することができない体制であること。
- ④ 複数の監視カメラを設置し、撮影された映像を一定期間保存すること。監視カメラの設置に当たっては、死角のないように設置されていること。
- ⑤ サーバ室への出入口には十分な強度を持つ防火扉等を設置し、破壊等による不正侵入が防止されていること。
- ⑥ サーバ室は外部から内部を見通せない窓なしとする等の対策が講じられていること。
- ⑦ 警備員を常駐させていること。

(2) 災害対策について

- ① 停電や電力障害が生じた場合に電源を確保するための対策が講じられていること。
- ② 受電設備は法定点検時も完全無停止であること。
- ③ 無停電電源装置（UPS）や定電圧定周波数装置（CVCF）、自家発電装置を備えていること。また、発電設備使用中も燃料補給継続運転を可能とし、完全無停止であること。
- ④ 2 系統以上の給電経路・方式にて電源の引き込みを図り、施設内は二重化等の冗長性を確保していること。
- ⑤ 火災報知器・通報システム及び消火設備が設置されていること。加えて、消火設備による汚損の対策が講じられていること。また、避雷、静電気からの防護のための対策が実施されていること。
- ⑥ 消火設備は、消火時の水害及び環境保護を考慮したオゾン層破壊係数がゼロであるガス系消火設備又は消火時の水害、環境保護及び人体への影響を考慮した窒素系消火設備を設置していること。
- ⑦ 地震・水害に対する対策が講じられていること。
- ⑧ 避難経路を複数確保する観点から、建物への出入口を 2 箇所以上設けていること。また、ラック、機器等の搬出入のためエレベーターが設置され、24 時間 365 日利用可能であること。
- ⑨ 設置されている機器等による発熱を抑えるために十分な容量の空調が設置されていること。また、災害時には断水となっても 24 時間以上連続して運転可能な空調設備であること。

(3) 通信について

- ① ネットワークは、不正アクセスなどのセキュリティインシデント予防の観点から、暗号化及び VPN などを用いた独立した閉域網とすること。侵入検知（IDS）を導入するなど、安定運用のための対策が取られていること。

(4) 運用について

- ① 原則 24 時間 365 日の保守体制が取れること。
- ② 障害発生時早急にサービス復旧に向けた対応が取れること。

(5) サービス品質保証（以下「SLA」という。）

- ① サービス品質向上を目的とした、リアルタイムのサービス状況の把握を行うことができること。分析・評価結果に基づき SLA の見直しを含めた運用の改善を行うこと。

10 ソフトウェア機能要件

- (1) システムはデータセンターを利用したクラウド型システムとする。なお、導入費用削減のため、パッケージソフトの利用を基本とするが、発注者の業務に合わない場合は、カスタマイズにて対応すること。
- (2) 機能要件は、別紙「システム機能要件回答書」に記載した項目のすべてを満たしていることとする。なお、ソフトウェアに標準搭載されている機能は、「システム機能要件回答書」に記載が無い場合でも、使用することを前提に設計協議を行うこと。
- (3) 別紙「システム機能要件回答書」に記載した項目のうち対応できない項目がある場合は、本稼働までにカスタマイズによりシステム化に対応すること。また、その費用は応札額に含めること。
- (4) 契約締結日以後の設計協議で生じたカスタマイズ（帳票レイアウト変更等）に係る費用負担は別途協議する。
- (5) 特別なアプリケーションや互換ブラウザなどを、端末へ個別にインストールすることなく動作すること。
- (6) 総合行政ネットワーク ASP サービス（LGWAN-ASP）上で稼働するシステムとする。
- (7) 提案するシステムは、受託者のオリジナル（自社開発、所有）のパッケージソフトであり、システムの導入・保守ともに、受託者社員による対応とする。
- (8) バックアップ及びメンテナンス作業は、業務に支障を来さず実施できること。また、バックアップデータは日次で自動取得し、遠隔地保管対応も行うこと。

11 事務運用の整理及び改善提案

システム構築に係る設計協議の中で、当院の現在の事務運用を把握した結果、見直しが必要な点があれば改善の提案を行うこと。

12 データ移行作業

- (1) 既存システムからの移行データの種類等は契約締結時に協議するが、下記データを想定している。
- ① 会計基本 合計残高試算表、科目マスタ、取引先マスタ、金融機関マスタ、伝票決裁欄マスタ ※伝票データ（支出・調定・調定減・収入・振替）については、直近1年分の全データを移行すること。また、移行した伝票データを利用（複写）して新規の伝票を作成できること。
- ② 予算編成 予定仕訳マスタ
- ③ 固定資産管理 固定資産台帳（約 6,400 件）
- ④ 企業債管理 企業債台帳（約 60 件）
- ⑤ その他システム動作に必要なデータ

(2) 既存システムからのデータ移行の要件

- ① 固定資産データは、過去の償却及び除却明細も移行すること。また平成 26 年度公営企業会計法の制度見直しで生じた「みなし廃止」による資本剰余金や長期前受金等の変動も移行すること。
- ② データ間の関連性を保持すること。例えば、負担行為から支出伝票の起票処理といった、一連の伝票処理において、一貫性のある矛盾の無いデータを保持させること。
- ③ 既存システムのデータ抽出は、C S V 形式で抽出し提供するものとする。詳細仕様の確認が必要であれば、既存システム会社に確認をすること。なお、既存システム会社の連絡先、作業依頼については、必ず、当院に問合せ確認をすること。

13 運用業務終了後のデータの取り扱い

本運用業務の終了時には、調達業者は当院の指示の下、システムに蓄積された全てのデータを汎用的なデータ形式（CSV 等）に加工して速やかに無償返還すること。

14 当院の運用に即したマスタ等の設定作業

- (1) 本稼働までに、当院の運用に即したマスタ等の設定作業を行うこと。
- (2) マスタ等の設定作業は、当院の担当職員と十分な協議を行い、当院の要望を十分に考慮した上で行うこと。

15 操作マニュアル及び操作研修・支援

会計システム使用者及びシステム管理者向けのマニュアルを作成すること。併せて、システム本番稼働前に、担当職員約10人に対してシステムの基本操作に関する研修を行うこと。

- (1) 使用者向け操作マニュアルは、一般的知識を持つ職員に向けたものとし、極力専門用語を用いない記述とすること。
- (2) システム管理者向けマニュアルは、職員による通常運用を可能にするため、システム運用、保守の手順などを詳細に記載したマニュアルとすること。
- (3) システムを改良した場合、該当する部分を更新した操作マニュアルを速やかに提出すること。
- (4) 研修は対面により行うものとし、研修時期等は当院と受託者の協議のうえ決定する。研修に必要な資料等は受託者が必要部数用意すること。
- (5) システムが本稼働後、初めて行う業務（予算編成時、月例監査資料作成時、決算業務時等）において、当院から要請があった場合には、当院に訪問し立会い作業を行うこと。

16 稼働期間中の運用支援及び保守業務

稼働期間中の支援・保守については、次の要件を満たし、その費用を応札額に含めること。なお、以下の稼働期間中の運用支援及び保守業務は、構築業務とは別に契約を締結するものとする。

項目	要件
支援体制	○運用支援及び保守業務の対象となる時間は、平日（土、日、祝日を除く）9時00分から17時30分までとする。 ○支援・保守対象時間内は、必ず連絡が取れる支援体制を整えること。 ○事故の重要度、緊急度が大きいと判断した場合は、上記の支援・保守対象時間帯外であっても可及的速やかに復旧作業を行なうこと。 ○障害等に対する対応体制を明確にして、当院に対して適宜報告すること。 ○問い合わせ専用の窓口（ヘルプデスク）を設けること。 ○システム及び運用形態、さらに業務知識に精通したSEに連絡が取れる体制を整えること。また、システム操作方法の問い合わせの場合には、当日中に回答すること。 ○日常業務（日次処理、月例処理、補正予算編成等）や当初予算作成に係る予算書及び予算編成関係書類の作成、決算に係る決算書及び決算関係書類の作成等の問い合わせに回答すること。 ○会計制度等の疑義が生じた場合の問い合わせについて、公認会計士等の会計専門家から回答を得られる体制が構築されていること。また、各利用団体における問い合わせについて、一覧等により集約され、その内容及び回答を閲覧できる仕組みが構築されていること。 ○人事異動等に伴う職員に対する操作説明を実施すること。 ○当院への迅速な訪問支援体制を整えること。
ソフトウェア保守	○システムに重大なバグや脆弱性が発見された場合は無償で対応することとし、速やかに当院に連絡し、対応を別途調整すること。 ○法改正等に合わせてシステム改修すること。また、その改修規模により有償あるいは無償とするかは、当院と受託者で協議することとする。
運用支援	○運用支援として、以下3つのシステムの操作方法について、研修を実施すること。なお、研修は無償で受講できること。以下3つの操作説明は、一度に行うのではなく、実業務に沿った時期に行うこと。※実施方式は対面またはオンライン、参加者は5人程度 1 システムの基本操作、伝票起票の方法、月次帳票の見方、公営企業会計の基礎、システム運用における基礎知識の習得が可能な研修 2 決算資料の作成方法、財務諸表の見方の習得が可能な研修 3 当初予算業務に向けた予算要求入力方法や予算書の作成方法の習得が可能な研修
バージョンアップ	○当院と協議の上、最新のバージョンを随時無償リリースすること。 ○システムのバージョンアップ等により、マニュアルに変更が生じた場合には、速やかに最新版を提供すること。
その他	○誤動作によるデータ喪失時のリカバリに対応すること。 ○当院が今後計画する事業において、システム整備事業に関係すると思われる内容についての技術的支援を行うこと。

17 疑義

本業務について、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、当院と受託者の協議により解決するものとする。